

# 競争法実務家養成コース

## ～独占禁止法・下請法・景品表示法～



「独占禁止法は難しい」といわれることがあります。これは、独占禁止法の規定が抽象的であることのほかに、手続が独自で、通常の民事や行政の手続と異なっているため、条文を見ただけでは十分に理解しにくいという面があるからだと思います。

本養成コースは、独占禁止法と下請法、景品表示法について、それぞれ実務の面にスポットを当て、各分野に精通している弁護士の先生方にそのエッセンスをお話しいただくので、よりわかりやすく、かつ実践的で有益な知識が吸収できる内容となっています。また、最終回の講義では、企業のコンプライアンス担当者から、自社の事例を踏まえた独禁法と下請法に関するコンプライアンスへの取組について講演をしていただくこととしております。

これから独占禁止法、下請法、景品表示法の実務に携わっていかようとしている方々にとって、他には得がたい機会ですので、奮ってご参加いただきますようご案内申し上げます。

公益財団法人

公正取引協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂K Sビル 2 F

電話 03 (3585) 1241

F A X 03 (3585) 1265

◇	講師	独占禁止法等に詳しい弁護士、企業のコンプライアンス担当者
◇	開催日	平成30年11月22日(木)～平成31年3月20日(水)全5回
◇	時間	15:00～17:00
◇	場所	公正取引協会第一会議室
◇	受講料	会員：37,800円 一般：54,000円(税込) 特定の1回のみ：11,880円(会員、一般共通)
◇	定員	40名(定員に達し次第締め切らせて頂きます)

※申込者が出席困難なときは代理出席が可能です。



## <スケジュール>

	開催日・テーマ	主な内容	講師
1	平成 30 年 11 月 22 日(木) 独占禁止法の概要	○独占禁止法の法体系 ○企業法務における独禁法への基本スタンス	須藤綜合法律事務所 秋葉 健志 弁護士
2	12 月 13 日(木) 独占禁止法の違反事 件に対する企業の実 務対応	○行政調査, 犯則調査に対する企業対応 ○課徴金減免申請の手続 ○公取委の意見聴取手続及び「審査手続に関する指針」 を踏まえた企業の対応	のぞみ綜合法律事務所 大東 泰雄 弁護士
3	平成 31 年 1 月 17 日(木) 下請法に対する企業 の実務対応	○公取委等の運用を踏まえた実務上の留意点 ○違反事件の対象となったときの対処 ○社内コンプライアンスの要諦	岩田合同法律事務所 永口 学 弁護士
4	2 月 14 日(木) 景品表示法に対する 企業の実務対応	○広告表示に関する実務上の留意点 ○景品表示法による課徴金事案のポイントと教訓 ○不当表示の疑いが生じた場合の対処(調査対応含む)	森・濱田松本法律事務所 池田 毅 弁護士
5	3 月 20 日(水) 企業コンプライアン スの実務	○独占禁止法, 下請法についての社内コンプライアン スの要諦	昭和電工(株) 法務部マネージャー 佐藤 祐一 様

都合により日時が変更になることがあり得ますので、あらかじめご了承ください。

## ◆お申込み要領◆

1. ウェブサイト

「[参加申込みフォーム](#)」からお申込みください。

2. 電子メール

件名に「競争法実務家養成コース申込」、本文に①会社等の住所, ②会社等の名称・  
ご所属, ③受講者ご氏名, ④電話番号, ⑤e-mail アドレスをお書きの上,  
[kouza2018@koutori-kyokai.or.jp](mailto:kouza2018@koutori-kyokai.or.jp)までお送りください

3. FAX

以下の申込書に必要事項をご記入の上, 送信してください

(公財)公正取引協会 行 (FAX: 03-3585-1265)

### 平成 30 年度 競争法実務家養成コース 受講申込書

	全 5 回	第	回のみ
受講者ご氏名			
会社等の名称・ご所属			
会社等の住所	〒		
	TEL ( )		
電子メールアドレス			

当協会から, 今後, 各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはチェックを入れてください

注) ご提供いただいた個人情報は, 当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。